

(公表用)

## 岩手県福祉サービス第三者評価の結果

### ①第三者評価機関名

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会

### ②施設・事業所情報

施設名称: ぴっころ保育園	種別: 保育所
代表者 施設長 小瀬川 ちはる	定員・利用人数: 60名
所在地: 岩手県花巻市諏訪町二丁目4番地7	
TEL: 0198-29-5722	ホームページ: <a href="http://www.j-chihirokai.or.jp/">http://www.j-chihirokai.or.jp/</a>
【施設・事業所の概要】 認可保育園	
開設年月日: 平成24年4月1日	
経営法人・設置主体(法人名・理事長名等): 社会福祉法人ちひろ会 理事長 藤原 伸彦	
職員数	常勤職員: 24名 非常勤職員: 3名
専門職員	施設長兼園長 1名 副園長 1名
	主任保育士 1名 事務長兼企画室長 1名
	副主任保育士 2名 調理師 1名
	保育士 16名
	副主任栄養士 1名
	看護師 1名
	調理師 1名
	企画室長補佐 1名
施設・設備 の概要	保育室(4~5歳児) (設備等)
	保育室(2~3歳児) 太陽光発電 10kw/h
	ほふく室(1歳児) 厨房 IH使用
	乳児室(0歳児) 調乳コーナー含 遊戯室を除く全室エアコン設置
	厨房(給食室) 暖房機器 ボイラー式 温風
	遊戯室
	事務室

### ③理念・基本方針

(理念) 利用者の皆様、地域の皆様とともに

- 一 地域に根差した活動で信頼・愛される
- 一 夢と希望を語り合える開かれた
- 一 仕事に誇りと生甲斐を持ち成長し続ける

社会福祉法人を目指します

(基本方針)

- 1) 経営の安定を図り、継続的な事業の維持向上に努める
- 2) 利用者とその家族に寄り添い、質の高い福祉サービス提供と支援を行う
- 3) 関係機関と連携を密にして地域福祉の推進と向上に努める
- 4) 職員が働きやすい職場と風土の醸成と個々の能力が発揮できる人材を育成する
- 5) 開かれた法人として情報開示、情報提供を通じて透明性に努める
- 6) さらなる地域貢献に向けて新たな事業の立ち上げ準備とその推進

#### ④施設・事業所の特徴的な取組（サービス内容）

- |   |
|---|
| (1) 保育に取り入れている教育<br>①アメリカ人講師による「英会話」（4, 5歳児）<br>②音大卒講師による「リトミック」（1～5歳児）<br>③体操教室（3～5歳児） |
| (2) 異年齢（以上児）による合同保育（2歳・3歳児、4歳・5歳児）  |
| (3) 地元老人クラブ（至誠会）等との定期的な交流会  |
| (4) 保護者に対する食育・子育て相談を定期的を実施  |

#### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成28年4月1日（契約日）～ 平成28年11月8日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1回（平成25年度）

#### ⑥総評

- |   |
|---|
| <p>◇ 特に評価の高い点</p> <p>○ <b>地域の具体的な福祉ニーズを把握した公益的な事業・活動</b></p> <p>中長期計画の課題に「地域子育て支援センター」と「放課後学童クラブ」の開設を挙げ、平成26年度、地元行政区住民を対象に「保育園の活用及び保育園に関連する事業についてのアンケート」を実施し、①一時預かり事業、②地域子育て支援センター事業、③放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の三事業のニーズ把握に取り組んだ。その結果、特に②と③について高い利用ニーズが寄せられ、法人として花巻市当局に対し実現に向けての折衝を続けてきた。この中で、特に利用希望が高く既存施設での受入がオーバーしている学童クラブの新設計画が具体化し、ぴっころ保育園と同一敷地内に整備することが決定し、平成29年4月開園に向け準備を進めている。社会福祉法人の新たな地域貢献事業としての着実な取組は特筆に値するものである。</p> <p>◇ 改善が求められる点</p> <p>○ <b>保育士等の主体的な自己評価による保育実践の改善や専門性の向上への取組</b></p> <p>自己評価にあたっては、個々の保育者・クラス担当保育士間で月の指導計画や週案日誌において定期的に保育の振り返りを行い、反省・自己評価の欄に記載している。しかし、年間指導計画と月の指導計画との関連性や、週案日誌における子どもの姿の捉えと保育者の関わり・援助といった観点からの課題の明確化という点において、取組に不十分と思われるところが見られる。今後は、保育者の自己評価を保育所全体の保育実践の自己評価へつなげ、保育の質の向上にむけた組織的、継続的な取組が期待される。</p> |
|---|

#### ⑦第三者評価結果に対する事業者のコメント

- |   |
|---|
| <p>法人として3年に1度、第三者評価の受審を行う目標を掲げ、今回の受審が2度目となります。この度第三者評価を受審して気が付いた事で、前回の受審との相違点として次の2点が挙げられます。</p> <p>1) 前回受審経験者の副主任2名が今回の受審に先立ち初めて「社会福祉協議会主催の第三者評価研修会」を受講参加したことにより、評価基準の内容をより深く理解し、他職員への周知・指導が前回よりもスムーズに行うことができました。</p> <p>2) 受審内容では、ガイドラインが各評価項目の判断基準、並びに着眼点の項目が前回よ</p> |
|---|

りも更に明確化されたことにより、細目まで考察が必要であったことから、事前に研修を受講したことが大変参考となりました。

しかし、今回の受審により、次の2点が課題として出て参りました。

1) 自己評価に対するコメントが、受審者側にとってモチベーションの向上に繋がらない記載内容であったことから、以下の内容を参考に改善していただければと存じます。

- ・ 例えばB評価は基本的には標準と規定されているが、評価でのコメントは標準とは受け取れない文言となっている。

(例)『〇〇は△△で配慮なされているが〇〇は十分とはいえない』とのコメントを『〇〇は△△で配慮なされているが、〇〇を□□することにより評価がアップする』といった具体的なコメントが記載されていればより改善への取り組みの指針となり、改善に繋がるとともに、モチベーションが上がるのではと考えます。

2) 評価基準について研修会での説明内容に講師と受講者で受け取り方に齟齬があった点も同様に改善していただければと存じます。

- ・ 例えば研修会のなかで『全ての項目にチェックが入らなくてもA評価となる』との講師から説明を受け、評価項目が全て満たされなくても概ね良と判断し『A判定』を行ったが、結果は『B判定』であった。

この判定については後日、評価者より評価基準に付いて改めて説明があり、判定Bであることに納得することができました。

このことから、研修会での評価基準の説明では受講者との間で齟齬が生じない研修内容にさせていただくと共に、その評価基準が講師と評価者間でも統一されているべきではないかと感じました。

#### 《総括》

今回の受審結果を踏まえ、未達である部分については既に改善に向け活動をはじめておりますが、評価結果に関わらず、日頃より職員の意識が高まり、地域をはじめご利用いただいている保護者の皆様に、どうすれば信頼され愛される施設に成長するかを模索する上で、『第三者評価受審』は不可欠であると改めて感じました。

今回の受診を踏まえ全職員が気付きと意識向上に目を向け、施設・保育内容の更なる充実により、地域・保護者の皆様に満足頂ける様に今後も努めて参ります。

#### ⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果【ぴっころ保育園】

### 評価対象I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者評価結果
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p>評価者コメント1</p> <p>法人(保育園)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。</p> <p>ぴっころ保育園は、現園長の13年間の保育士経験を経て自宅改築により立ち上げた認可外保育園(25年間)の地域に根ざした保育実践が土台となり、保護者と福祉・行政関係者の理解・協力により社会福祉法人を設立(平成23年7月認可)し、認可保育園として花巻市南部の住宅地に開設された。開園2年目に、中長期計画を策定し理念・基本方針等を明文化した。これらについて、平成25年度の第三者評価(福祉サービス第三者評価)受審結果を踏まえて一部改訂を行い、保育理念「一人ひとりが輝く」について、4つの趣旨を文書化し、さらに基本方針には「地域貢献に向けての新たな事業の立ち上げ」を第6項に追加、明文化している。</p> <p>職員への周知に関しては、毎日の昼礼での唱和や職員会議において説明、意識付けに取り組んでいる。なお、保護者や地域住民に対する周知については、園パンフレット、入園のしおり、園だより、地域だより(行政区回覧板)、ホームページ等を活用し理念・基本方針等を掲載・解説する意識的な取組が望まれる。</p>		

#### I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者評価結果
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p>評価者コメント2</p> <p>事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</p> <p>法人・保育園を取り巻く環境と現状については、国の法・制度改正をめぐる動向及び花巻市の子ども子育て支援事業計画の把握に努めると共に、社会福祉法人経営セミナーや保育所経営セミナーを受講し、新たな経営課題の把握に取り組んでいる。法人は把握した内外の要因を踏まえた中長期の経営分析(年度別収入実績と見込等)と課題を抽出する取組を行い、中長期計画の見直し(平成28年度・第3版)へ反映する取組を進めている。</p>		
3	I-1-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p>評価者コメント3</p> <p>経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。</p> <p>経営分析により明らかになった具体的課題に対して、「施策と中長期ビジョン」として6つの重点事項を提示し、理事長を含む園長・幹部職員による定例会議(週1回開催)で検討を重ね、理事会へ次期事業検討資料として諮り、説明・共有化に努め、その一部は年次事業計画に掲げて推進している。しかし、中長期ビジョンの課題を受けての具体的実施計画→課題別の目標、取組項目、実施期間、推進体制、進捗状況の管理(評価・分析・見直し)等の策定には至っていない。策定にあたっては幹部職員のみならず一般職員も経営課題を共有し、推進体制に参画できる仕組みづくりを構築することが求められる。</p>		

#### I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者評価結果
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p>評価者コメント4</p> <p>経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していない。</p> <p>法人の中長期経営計画(平成25～29年度)において、計画の前提となる「事業経営の問題と課題」の検討及び「中長期の経営分析」を行い、これらを踏まえて「課題に対する施策と中長期ビジョン」として6つの重点事項を掲げているが、実現に向けた具体的な到達目標、年度ごとの実施(推進)計画及び中長期の収支計画も未策定である。前項(1)②で記したように具体的実施計画策定と計画推進の仕組みづくりが求められる。なお、重点事項の一つである学童クラブ(学童保育)の開設準備や公立保育所の民営化への対応が具体的に進行しており、人材の確保・育成に関する計画の着実な推進も急務である。</p>		

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p>評価者コメント5 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。 平成28年度の法人事業計画書には事業の概要が記載され、事業の具体的内容は別途「保育園保育・教育課程」に実施項目別に列記する形を取っているが、法人の中長期ビジョンの重点事項との整合性に欠けている。重点事項を柱とした年度計画の策定を行い、定期的に実施状況の評価・分析・見直しを行える内容へ改善するよう望む。来年度からは一法人二施設(保育園と学童クラブ)の事業体となる見込みであり、事業計画の策定にあたっては、中長期計画に基づく法人の年度計画を土台に据えて、保育園、学童クラブそれぞれの年度事業計画を策定するよう勧めたい。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		第三者評価結果
6	I-3-(2)-①事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p>評価者コメント6 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。 事業計画の策定は、会議体系図に示す組織的検討&lt;クラス会議→園長・主任副主任会議→理事長・園長・幹部職員による定例会議→園職員会議&gt;を経て立案する仕組みとしている。評価・見直し等は現場の取組状況を踏まえて定例会(毎週1回開催)で随時検討することとしている。しかし、事業計画(中長期と単年度計画)の策定過程を明示したフローチャート等の手順が定められていないため、策定過程の記録、評価・見直しの記録、評価結果の次期計画への反映等、計画策定の一連の取組を书面確認するのは困難である。現在、実際に実践している取組を振り返り、計画策定の手順書に成文化(見える化)するよう勧めたい。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p>評価者コメント7 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。 保護者へは、毎年4月1日の入園式や保護者総会において事業計画等の概要を口頭で説明しているが、「入園のしおり」や「園だより」等の基本的な配布資料に掲載し説明する方法は取っていない。理念・基本方針・事業計画等の法人・施設の基本に関わる文書については、保護者等へ配布する資料やホームページに掲載し、分かりやすく説明を付すなど周知・理解を得るよう継続的な取組が望まれる。なお、保護者会の園運営への意見反映や参加については、行事計画、安全・環境整備、研修交流、希望保育参観など特色ある取組が進められている。</p>		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者評価結果
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p>評価者コメント8 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。 びっころ保育園は、開設2年目の平成25年度において初めて第三者評価を受審し、社会福祉法人の認可園としての法人・施設運営や保育実践が第三者評価基準ガイドラインに沿ってどの程度のレベルにあるのか、そして問題や課題は何か、を明らかにすることを目的に取り組んだ。第1回受審結果を受けて法人と園の人的・組織的体制を整備しつつ、保育の質の向上を図るべくこの3年間、課題解決への取組を積み重ねている。平成28年度は園組織体制及び会議体系を確立し、さらに「第三者評価受審フロー」を定め、全職員参加の自己評価→グループ作業とリーダー会議→園長・幹部職員による評価確認など組織的な取組を推進している。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p>評価者コメント9 評価結果を分析し、保育園として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。 前項①で記したように体制を整備し、全職員の参画のもとで取組を進めている。第1回受審結果から課題となった安全管理に関しては、リスクマネジメント委員会を設置(平成26年)し、毎月「ひやりはつと」事例検討を行い、保護者の安全委員会と共に園内外の安全点検を実施している。また、地域の福祉ニーズに応える子育て支援事業の一環として学童クラブ開設への取組を具体化している。さらに人材育成の仕組みづくりにも一定程度着手している。しかし、前回の評価で提示された他の課題については文書化し、具体的な改善計画を策定するには至っていない。今回の第2回受審に向けての自己評価と第三者評価結果を踏まえて、課題の文書化に取り組むと共に保育の質の向上のための評価実施手順を定め、継続的推進を図るよう期待したい。</p>		

## 評価対象II 組織の運営管理

<b>II-1 管理者の責任とリーダーシップ</b>		
<b>II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。</b>		第三者評価結果
10	<b>II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</b>	<b>a</b>
<p>評価者コメント10</p> <p>園長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。 園長の職務・役割・責任については、ホームページの「園長先生のあいさつ」の中で具体的に示している。また、園運営管理規程及び事務分掌表に定め、さらに細目を年度当初の「職務分担表」において明示している。園長不在時における権限委任についても、職務代理者を規定に定めるとともに、分掌事務ごとに園長補佐役を明示し、業務の円滑な遂行が図られるよう努めている。特に法人全体の組織体制や会議体系の整備を行い、クラス会議、園長・主任副主任会議、定例会（理事長と園長・幹部）、職員全体会議を通して園長の役割と責任について表明し周知を図っている。</p>		
11	<b>II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</b>	<b>b</b>
<p>評価者コメント11</p> <p>園長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。 園長は、法人の理事の任にあり、社会福祉法人役員研修、園長研修はじめ市内保育園長、幼稚園長、小学校長合同会議等に参加し、関係する法・制度・通知などの情報を把握し、必要に応じ園の昼礼や各会議において報告を行い職員への周知に努めている。児童虐待についての対応マニュアルを定めているが、法人・施設の法令遵守（コンプライアンス）規程の制定や担当者の設置、定期的なコンプライアンスチェックの取組は実施されていない。また、事業経営にとって必要となる法令等を一覧できるリスト作成と法令・資料の整備も望まれる。</p>		
<b>II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。</b>		第三者評価結果
12	<b>II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。</b>	<b>a</b>
<p>評価者コメント12</p> <p>園長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。 保育の質の現状の評価・分析を継続的に進めるために、平成25年度に続いて平成28年度において全職員参加の第三者評価受審体制を組織して、主任・副主任をリーダーに4グループによる検討作業、園長・幹部職員メンバーでの評価確認・調整に取り組むうえで指導力を発揮している。職員の意見反映は、毎日のミーティングや週単位、月単位で開催する各種の会議に出席し把握すると共に職員面談を通して相互に意見を交わし、保育の質の向上へ結び付けるよう取り組んでいる。教育・研修についても各職員の目標や意向を踏まえ、年間計画を立てて受講を進めている。</p>		
13	<b>II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</b>	<b>a</b>
<p>評価者コメント13</p> <p>園長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。 園長は、法人事務長及び企画室と連携し、中長期経営計画で掲げた課題と中長期ビジョンの実施に向けて、新たな地域子育て支援事業の実現への取組や、保育人材の確保・定着・スキルアップの仕組み構築に取り組んでいる。経営分析に関しては、全国の保育所経営分析参考指標と自施設の月別運営費資料をもとに現状と課題を把握し、法人・施設の各会議で説明、共有化に努めている。また、職員面談を通して要望・意見を把握し、業務や職場環境改善に反映する取組を進めている。</p>		

## II-2 福祉人材の確保・育成

<b>II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</b>		第三者評価結果
14	<b>II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</b>	<b>a</b>
<p>評価者コメント14</p> <p>保育園が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。 福祉人材に関する基本的な考えは、保育理念の一つに「職員一人ひとりが輝く（保育の仕事に誇りを持ち保育技術の向上に日々努める）」及び、法人基本方針に「職員が働きやすい職場と風土の醸成と個々の能力が発揮できる人材を育成する」と明記している。中長期計画において、職員の定着化、スキルアップと意識向上、将来に向けての幹部・リーダー確保、養成等の課題を挙げ、それぞれ順次具体化に着手し、試行を含め推進している。保育士確保には、潜在的保育士の募集継続と共に短大等養成校を直接訪問し、就職担当者と面接・PR活動に取組、併せて保育実習の受入れを積極的に働きかけている。さらに、臨時職員から正職員登用の道を就業規則に定め（平成27年）人材の確保に取り組んでいる。</p>		

15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>評価者コメント15</p> <p>総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。</p> <p>理念・基本方針にもとづく「期待する職員像」は明確にされていない。児童福祉、保育サービスに従事する職員として求められる姿について、簡潔な表現で文書化することが求められる。法人は今年度より新たに人事考課制度を導入することとし、昨年1年間かけて職員勉強会を重ね、評価項目と経験年数や役職に求められるレベルの設定を検討し、概ね実施レベルに達したと判断し、平成28年4月から年間計画を定め、第1回目の自己評価、考課者による面談、考課査定決定(6月)を実施し、今後2回目の考課を予定している。本制度の正式実施にあたっては、法人として「人事考課規程」を定める必要がある。また処遇上の査定(賞与、昇給等)に反映する場合は給与規程の見直し改訂が求められるので、実施1年間の総括と合わせて体系化を図る必要がある。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		第三者評価結果
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p>評価者コメント16</p> <p>職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。</p> <p>園長は人事・労務管理に関する統括にあたり、職員の意向聴取(面談)や就業状況について事務長と連携分担し取組、さらに毎週の定例会議において随時報告・検討の上、改善対応に取り組んでいる。職員の心身の健康保持については、定期健診・予防接種費用を助成実施すると共にメンタルヘルス担当者(研修修了者)を設置・相談に対応する体制を取っている。職員が働きやすく、かつ働き続けられるよう週休・有給休暇を含む勤務シフト表は、職員個々の都合や希望を可能な限り反映させて作成するよう配慮している。また、独自にリフレッシュ休暇制度を平成26年度に制定、1年以上勤務者には毎年3日の通年休暇、永年勤続者には5年ごとに休暇をプラスし連続休暇の取得を奨励している。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		第三者評価結果
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p>評価者コメント17</p> <p>職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。</p> <p>目標管理では、前提として「期待する職員像」を明確にする必要があるが明示されていない。当法人が今年度導入した人事考課制度において、職務遂行上の求められる着眼点(5項目)をもとに「人事考課レベル」(勤務経験年数・役職に対応する期待像をレベル1～9で示す)を設定し、職員各自が、現在自分がどのレベルであるか自己評価を行い、年間の目標を決める仕組みとしている。この目標は上司面談・管理者面談を経て正式に設定される。今年度第1回の人事考課査定は6月に実施されているが、職員個々の目標設定・目標進捗状況・達成度の確認等を記した「目標管理シート」等を整備することが求められる。人事考課規程とあわせて目標管理規程(基準)の制定も求められる。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p>評価者コメント18</p> <p>保育園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。</p> <p>保育理念の1つに「職員一人ひとりが輝く(保育の仕事に誇りを持ち保育技術の向上に日々努める)」を掲げ、人づくりを目標に教育・研修体制の構築整備を明記し、職員の研修希望を踏まえ年間の研修受講計画を立て、内外の研修を実施している。しかし、中長期計画の視点をもとした教育・研修計画が策定されていないため、単年度実施の段階にとどまっており、「人事考課レベル」との整合性を図るうえでも、個々の職員の育成計画との連携が求められる。なお、今後の課題として、「教育・研修実施要綱」等を定め、人事考課、目標管理と連動した仕組みを整備するよう検討されたい。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p>評価者コメント19</p> <p>職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。</p> <p>研修の機会は、年度の計画において園として必要な外部研修の受講を勧める他、職員個々の希望を踏まえて専門分野の知識・技術を習得するために受講を奨励し多くの職員が学習に臨んでいる。しかし、前項②に記した通り、職員個々の受講も単年度計画にとどまっている。職員一人ひとりの教育・研修計画を策定する上で、まず各職員の個別研修シートを作成し、資格取得状況、関連する専門研修受講歴、今後目標とする資格や受講希望(計画)等を一票に集約、評価・見直しを行える仕組みにするよう勧めたい。</p>		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		第三者評価結果
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p>評価者コメント20</p> <p>実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。</p> <p>「実習生・ボランティア等受入れ手順」の他「実習指導について」、「事前オリエンテーション内容」等の文書が作成されているが、保育に関わる専門職の研修・育成について法人・施設としての基本姿勢が明文化されていない。現行の文書類については、「実習生受入れ要綱」(又は規程)を制定し、基本姿勢、留意点、実習基本プログラム、オリエンテーション内容、学校との連携等について収め、他に受入れ手順(マニュアル)を整備するよう勧めたい。ボランティアに関しては目的が異なるので別立てとすることが望ましい。なお、実習担当者は全国団体の指導者研修を受講し、平成27年度(専門学校生1名)、今年度(大学生1名)の実習生受入を行っている。</p>		

### II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p>評価者コメント21</p> <p>保育園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。</p> <p>法人の基本方針の一つに「開かれた法人として情報開示、情報提供に努める」ことを掲げ、ホームページを通じ保育園の詳細な事業内容、事業計画、事業報告・財務情報等を公開している。特に園行事や日々の園生活の様子は写真を中心に定期的に更新・発信している。広報誌も「園だより」「クラスだより」の毎月発行に取組、さらに地域回覧板「びっころ・すわ便り」を随時発行し、保護者や地域住民に施設の活動内容や地域交流・新しい福祉の取組等の情報発信を行っている。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p>評価者コメント22</p> <p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p> <p>事務・経理・取引等のルールは法人の諸規程や事務分掌表で明示すると共に、毎年度の「職務分担表」により職員に周知している。法人監事による出納調査(年2回)、決算期監査の他、税理士事務所と契約し、毎月1回、会計事務等の点検・確認を受け、指摘・助言をもとに業務改善に取り組む仕組みを構築している。(外部監査については小規模事業所につき実施していない)</p>		

### II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>評価者コメント23</p> <p>子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。</p> <p>地域との関わり方について、法人理念に明記するとともに保育理念の一つに「地域とともに輝く(地域との連携を密にし、子どもの育成にあたる)」と文書化している。施設の屋外に設置した「掲示板」や地域住民向けの回覧板「びっころ・すわ便り」、保護者向けの「園だより」等の広報媒体を活用し情報を届けると同時に住民アンケートを実施する等相互理解に努めている。地域住民と子ども・保護者の交流を目的に園行事(夕涼み会・運動会・みずき団子作り)を始め、地元地域の祭りや文化祭へ出演・出展する等、多様な活動を展開している。特に世代間交流を主眼に、地元老人クラブと年間を通して共同活動に取り組んでいることは高く評価される。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p>評価者コメント24</p> <p>ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。</p> <p>保育課程の「社会的責任」の項にボランティアや実習生の受入れに関する記述が示され、「実習生・ボランティア等受入れ手順」を定めているが、「ボランティア受入れ要綱」(又は規程)やボランティアに特化した受入れ手順(マニュアル)は整備されていない。地域と施設をつなぐボランティア受入れ基本姿勢や地域の社会資源として、小・中・高校生の職場見学や福祉体験学習等の学校教育への協力等についても含めて明文化し、要綱等を制定するよう図られたい。</p>		

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		第三者評価結果
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>評価者コメント25</p> <p>子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。</p> <p>保育園運営や事業推進にとって必要となる社会資源リストを作成・掲示し、職員間で共有・活用できるようにしている。市内における関係者の連携は、法人立保育園協議会の園長会議や専門部会活動における情報交換・研修を通して問題や課題の検討に取り組んでいる。また、市内及び小学校区単位において、保育園・幼稚園・小学校連携連絡会へ参加し、0歳から小学校就学前までの発達を見通した教育・保育に関する取組や情報共有と相互交流を図っている。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		第三者評価結果
26	II-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	b
<p>評価者コメント26</p> <p>保育園が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。</p> <p>基本方針の一つに「関係機関と連携を密にし、地域福祉の推進と向上に努める」を掲げ、保育園をベースとした子育て支援事業の具体化を図るべく、中長期計画の課題に「地域子育て支援センター」と「放課後学童クラブ」の開設を挙げ、市当局はじめ関係者と協議を進めている。園独自の取組としては、地域住民との世代間交流を目的に多様な行事を企画開催すると共に、種々の機会を活用して、保育園を利用していない地域の子育て家庭に対し保育に関する情報提供や相談・助言に努めることとしている。しかし、現時点において相談受付・対応の仕組み等を整備するには至っていない。子育て支援センターの前段となる独自の試みが待たれる。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p>評価者コメント27</p> <p>地域の具体的な福祉ニーズを把握し、これにもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。</p> <p>前項①に記した計画をもとに平成26年度、地元行政区住民を対象に「保育園の活用及び保育園に関連する事業についてのアンケート」を実施し、①一時預かり事業、②地域子育て支援センター事業、③放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の三事業のニーズ把握に取り組んだ。その結果、特に②と③について高い利用ニーズが寄せられ、法人として市当局に対し実現に向けての折衝を続けてきた。この中で、特に利用希望が高く既存施設での受入れがオーバーしている学童クラブの新設計画が具体化し、びっころ保育園と同一敷地内に整備することが決定し、平成29年4月開園に向け準備を進めている。社会福祉法人の新たな地域貢献事業としての着実な取組は特筆に値するものである。</p>		

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p>評価者コメント28</p> <p>子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内の共通の理解をもつための取組が行われている。</p> <p>子どもを尊重した姿勢は、法人の理念、基本方針、中長期計画及び事業計画書、そして保育理念、保育目標、保育課程、運営規程及び重要事項説明書に明示されている。職員の取組として、昼礼での保育理念の復唱、新人研修及び人事考課で職員一人ひとりに定着を促している。定例会、職員会議、クラス会議及びケース会議において子どもを尊重した話し合いが行われている。年間指導計画、月・週・日案、個別経過記録及び保育指導経過記録に一人ひとりの子どもの姿が記載されている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	b
<p>評価者コメント29</p> <p>子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育が十分ではない。</p> <p>トイレ、トイレドア、着替の時のカーテン等は、プライバシーを守るための工夫がされた設備となっている。おむつ交換、プールでの着替え等もプライバシーに配慮するよう職員間で声掛けを行い実施している。また、保護者との面会場面でもプライバシーに配慮しながら対応している。さらに、虐待防止マニュアルを整備し子どもの権利擁護に関わる取組が行われている。しかし、職員の理解を深めるための職員研修、保護者への周知、不適切な事案の収集と対応方法などに対する取組が不足している。なお、標準的実施方法の整理の中で、プライバシーの内容(保育全体)についてもより具体的に文書化し整理されることが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		第三者評価結果
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p>評価者コメント30</p> <p>利用希望者が保育園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。</p> <p>パンフレットは市役所、近隣の小児科、歯科医院、花巻市子どもセンター、振興センターに常備している。一時預かりの時も、保護者に配布している。また、夕涼み会等の行事においても紹介、配布している。見学希望者は、園長、主任、副主任のいずれかが施設概要を説明し、急な訪問にも対応している。入園時の面談において、個別に資料を提示し説明が行われている。パンフレット、ホームページ、入園のしおりに施設運営、従事者に関する事項、提供する保育内容が詳細に記載されており、写真、図、絵の使用等により誰でもわかるように工夫している。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a
<p>評価者コメント31</p> <p>保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明している。</p> <p>保育の開始時に担当保育者が、保護者に時間をかけて説明し、信頼関係を築きながら実施している。開始にあたって、重要事項説明書に同意書を添付し同意を得て開始している。重要事項に記載されている内容の変更にあたっては、入園式でその理由を園長から保護者に説明している。特に配慮が必要な保護者には職員二人で対応し、時間をかけて説明し同意を得ている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>評価者コメント32</p> <p>保育園等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。</p> <p>保育園等の変更に過去に対応事例があり、保護者の同意を得た上で対応を進めた。今後、子どもの状態や家庭環境の変化等で保育の継続性を損なわない配慮のもとに、引き継ぎや送りの手順、文書の内容等を定めておくことが必要である。また、子どもや保護者の意向を踏まえ、保護者の同意のもと、他の保育所や行政等の関係機関で必要な情報提供が行われるよう、市の園長会議等での働きかけや仕組みの構築に向けて、今後の更なる取組に期待したい。</p>		

III-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		第三者評価結果
33	III-1-(3)-① 子どもの満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	<b>b</b>
<p>評価者コメント33</p> <p>利用者満足把握の仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。食事状況調査アンケートを実施し、分析結果を職員、保護者に周知している。一時保育利用アンケート調査を実施している。また、リスクマネジメントの取組として「施設満足度調査」を実施している。その中では、「はだし保育」に対する意見等も確認している。今後、「施設満足度調査」の分析・検討の結果にもとづいて保護者に対して具体的な提案を行うとしているため、継続的な調査・検討により具体的な改善に結びつくことを期待したい。</p>		
III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		第三者評価結果
34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	<b>a</b>
<p>評価者コメント34</p> <p>苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。運営規程の方針に基づき、苦情解決規程、対応マニュアルが整備され、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員が整備されかつ提示されている。保護者に対しては、フローチャートを配布し説明をしている。受付から解決までの苦情処理手順及び苦情話し合い進行手順も整備している。苦情処理手順は重要事項説明書に詳細に記載されており、玄関には苦情受付箱が設置されている。第三者委員も各行事に参加し、相談しやすい関係もできており、直接第三者委員に苦情を申し出しやすい状況にある。苦情相談内容にもとづき、検討内容や対応策も保護者にフィードバックする体制も整備している。</p>		
35	III-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	<b>a</b>
<p>評価者コメント35</p> <p>保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。</p> <p>保護者の希望保育参観の受入れと対応手順、発達・子育て・食育相談、個別面談(年1回園児全員の保護者との個別面談の進め方)が整備されている。また、保護者への文書にも気軽に担当まで申し出る旨が記載されている。わかりやすいよう工夫された文書にプライバシーの記述もあり、相談や意見を述べやすい配慮がみられる。さらに、実際の相談も事前に担当職員が打合せの上、プライバシーに配慮し個室で行われている。相談内容としては、離乳食をはじめとする食育と発達相談が多いという。</p>		
36	III-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	<b>a</b>
<p>評価者コメント36</p> <p>保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。</p> <p>保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応するマニュアルが文書化されており、積極的な姿勢と状況が訪問調査でも窺われた。報連相確認情報共有の図により、園長以下クラス担任まで図式化されている。昼礼では、情報共有及び公休者への連絡等が行われており、保育内容、保健、給食の三本柱となっている。個別に引き継ぎ日誌があり、記録も充実している。迎えの際の保護者からの聞き取りも意識して行われている。また、園長から積極的に現場担当者への聞き取りや現場確認を行っている。</p>		
III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		第三者評価結果
37	III-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	<b>a</b>
<p>評価者コメント37</p> <p>リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。</p> <p>リスクマネジメント委員会を設置し、ヒヤリハットの園内外の発生箇所と内容を集計し、分析結果に基づく改善点等をまとめている。改善された割合、重点目標の設定、達成率及び改善・再発防止策を公表し、情報を保護者とともに共有している。散歩コースにおける危険か所のほかに興味・関心を示す場所をマップに作成している。保護者会の安全委員会と連携し、駐車場、雪道、氷上、棚、落雪、クマ対策等に取り組んでいる。また、毎月全職員が提出したヒヤリハットレポートを分析し、重要事項、強化対策を立て、更にクラスごとに検討実施し、翌月振り返りを行っている。不審者、クマ、事故等の情報は速やかに保護者へメール配信(eメッセージ)が行われている。SIDS(乳幼児突然死症候群)予防と対策、発生時の指示手順 救急車の要請手順が整備されている。SIDS防止強化訓練は年二回職員研修を実施している。さらに、設備・遊具の安全点検確認処置表、メンテナンス記録もあり、定期的点検が実施されており、積極的に取り組んでいる姿勢が評価される。</p>		

38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>評価者コメント38</p> <p>感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。感染症対応マニュアル、汚物処理方法、玩具消毒チェックリストが整備されている。感染症に関する看護計画、看護記録が整備され定例会で報告される等、責任と役割が明確になっており、管理体制が整備されている。また、感染症DVDの全職員による視聴、嘔吐処理方法の手順確認とロールプレイを実施している。保護者に対しては、「感染症お知らせボード」を玄関に設置し、予防、対応の情報提供をメール配信とともに随時実施している。インフルエンザ予防接種は全職員が受けている。</p>		
39	III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を積極的に行っている。	a
<p>評価者コメント39</p> <p>地震、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。防災マニュアル、消防計画が整備され、対応体制が整えられている。立地条件から、火災、地震、水害(指定危険地域ではない)、最近のクマ被害も取り入れている。消防署、警察と連携し各種訓練を実施している。非常時に備え、カセットコンロ、乾物類を常備している。災害時の初動対応、職員体制、避難先、避難方法、ルートの確認、連絡方法が規定され、毎年定期的に訓練を実施・見直しをしている。</p>		

### III-2 福祉サービスの質の確保

III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
40	III-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
<p>評価者コメント40</p> <p>保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。保育課程に保育理念、保育方針、保育目標と社会的責任から子育て支援まで16項目が記載され、更に個別支援、不適切養育に対する支援と0歳から6歳までの発達過程の項目が明示されている。また年間行事予定表を整備している。標準的な実施方法では、これらの項目を具体的に実践するための手引き(マニュアル)や基本姿勢を示すことが求められる。びっころ保育園では、デイリープログラムを作成し日々の業務手順を示している。さらに、職員の動きを明示することが必要である。また、人事考課を実施するにあたり保育所保育指針をびっころ保育園版に落とし込んで作成した指針があり、これを標準的な実施方法の基本となるよう再度整理し文書化することが望まれる。</p>		
41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>評価者コメント41</p> <p>標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。びっころ保育園保育課程に基づく月・週・日案が作成され、PDCAサイクルに基づき見直しを積極的に行っている。取組として適切な方向であるが、標準的な実施方法を前項①に基づいて作成し検証・見直しすることが求められる。</p>		
III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		第三者評価結果
42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
<p>評価者コメント42</p> <p>アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。新園児受入れマニュアルが整備されている。家庭環境調査票、食事内容調査票、児童票、聞き取り調査票、登園・降園確認書、土曜保育希望、食物アレルギー調査票、食事内容調査票、感染症罹患記録、与薬歴既往歴、各種指示書及び児童健康診断記録簿、歯科検診記録簿、蟻虫卵検査記録簿等がアセスメントの資料をなすものである。今後、アセスメントの資料を体系的に整理(様式化)し、その手法を確立すると共に、子どもと保護者等の具体的なニーズを指導計画、個別の指導計画に取り込む手順の策定が必要である。計画の策定にあたっては、様々な職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含む手順の作成も望まれる。</p>		

43	III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>評価者コメント43</p> <p>指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。年間指導計画年1回、月案指導計画月1回、週案・日案週1回、各クラスノート毎日、個別経過記録2か月に1回、保育指導経過記録3か月に1回、各行事その都度、年間行事予定表年1回と規定し、整備されている。出席簿、睡眠チェック表、各クラスノート、登園チェック表、人数確認表は毎日点検している。今後、これらの見直し手順、参加職員、見直した結果の職員への周知手順及び保育の質の向上に関わる課題等を明確にすることが望まれる。なお今年度より電子的記録を導入予定であるため、ソフトの種類、記録状況、セキュリティ、ウイルス対策等を吟味し、効率的に職員間の情報共有と連携がより充実するよう期待される。</p>		
III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		第三者評価結果
44	III-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<p>評価者コメント44</p> <p>子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。ケース会議録、個別指導経過記録等に指導計画に沿った保育実施状況、子どもの状態の推移が記録されている。情報の流れ、不参加者への伝達方法、手順が整備されている。朝昼夕の会合状況、定期的会議の状況、その参加者の職種、人数、時間、資料及び会合、会議の進め方、進行手順が整備されている。出席簿、睡眠チェック表、各クラスノート、早番登園チェック表(7:00~8:00)、人数確認表(30分ごと)、園児夕方人数チェック表(17:00)、調乳表、検温表が整備されている。</p>		
45	III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p>評価者コメント45</p> <p>子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。文書取扱規程、情報公開規程、個人情報保護規則、秘密情報管理規程(業務委託)が整備され、利用者の記録保管、保存、廃棄、情報提供に関する規定が定められている。また、不適正な利用や漏洩に対する対策、対応方法、記録管理責任者が規定されている。職員に対しては、個人情報保護の意識を高めることを目的に、新人研修及び花巻市内での情報漏えい事例(USBの紛失)を基に臨時研修も実施している。</p>		

## A-1 保育内容

A-1-(1) 保育課程の編成		第三者評価結果
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a
<p>評価者コメント1</p> <p>保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ編成している。子どもの人権の尊重、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえ、保育の理念や方針・目標に基づき、全職員が参画し編成にあっている。家庭の状況や地域の実態は、家庭環境調査や自治体の資料の分析、行政区へのアンケート調査等で把握し編成に反映している。保育課程は、定期的に見直すことが指導計画の作成手順書に明記され、直近では平成25年の第三者評価結果をうけて、平成26年に全職員による評価・見直しを行い改善がなされている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		第三者評価結果
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<p>評価者コメント2</p> <p>生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p> <p>0・1歳児の保育室は床続きとなっているが、パーテーションでスペースを分けたり、調乳室を透明なアコーディオンカーテンで仕切るなど、安全・衛生に配慮した環境が工夫されている。また、保育室に隣接してデッキスペースがあり、保育室から直接戸外に出ることができる。保育室には、年齢に応じた家具や遊具が用意され、ロッカーや棚などに着替や道具入れ(カゴ)、カバン等が使い易く整えられている。トイレには子どもの発達に応じた形状の便器、手洗い場、シャワーユニット、汚物処理設備等が設置され、衛生的な環境が保たれている。寝具(布団)は保育園で一括して用意し、専門業者に委託して年3回のクリーニングを実施している。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p>評価者コメント3</p> <p>一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p> <p>家庭環境調査や保護者面談等を通して、子どもの家庭環境や生活リズム、一人ひとりの子どもの発達等から生じる個人差などを把握し、クラス会議や職員会議などで情報の共有を図り、職員間で共通認識をもって子どもの理解に努めている。保護者とのコミュニケーションや連絡帳、登園時の視診や子どもの姿を通して、日々の子どもの状況を把握し保育にあっている。朝、泣いて登園してきた子どもは落ち着くまで抱っこしたり、子どもの気持ちを聞くなど、子どもの欲求や行動を受けとめ、子どもの状態に応じた適切な対応がなされている。これらの保育者の関わりや援助の内容については、指導計画や個別経過記録などに記載され、保育が行われている。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a
<p>評価者コメント4</p> <p>子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p> <p>各保育室のロッカーや棚には、着替や道具カゴ、カバン等が使い易く置かれ、手洗い場には手の洗い方の手順を分かりやすく示した図を掲示、ハンドソープ、ペーパータオル、歯磨きコップ、歯ブラシ、水分補給用のウォーターサーバーなど、生活場面に応じて必要なものが衛生的に整えられている。子どもの主体性や自分でやろうとする気持ちを尊重し、様々な生活場面を通して生活の仕方や具体的な方法・手順を伝えている。子どもが体験を重ねるなかで基本的な生活習慣の大切さに気づき、子どもの発達に合わせて基本的な生活習慣を身につけることのできるよう援助、取組が行われている。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p>評価者コメント5</p> <p>子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p> <p>ホールが保育室に隣接しているため、明るく広々とした遊び空間が確保されている。棚には子どもが出し入れし易い高さで玩具が用意され、子どもが遊びたいものを選んで遊ぶことのできる環境が工夫されており、子どもたちは友だちと関わりながら好きな遊びを楽しんでいる。季節や自然を感じることでできる環境が身近にあることから、散歩や、ザリガニ採り、ぶどう狩りなど、自然に触れて遊ぶ体験・活動が多く取り入れられている。また、夕涼み会やハロウィンパーティー、みずき団子づくりなどの行事を通して友だちと協同して活動に取り組んだり、地域の人たちやお年寄りとの交流を楽しむなど、身近な人々と接するなかで社会体験が得られる機会が設けられている。</p>		

A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>評価者コメント6 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 0歳児が長時間過ごす場として安全で清潔な環境が保たれ、落ち着いた雰囲気の中で保育が行われている。オムツ交換や授乳時などには、応答的な関わりを大切に、愛情をもって保育をするなかで情緒の安定を図り、保育者との愛着関係が育まれている。家庭との連携は、送迎時の保護者とのコミュニケーションや連絡帳を通して図られ、その内容は引継ぎ日誌やクラスノートに記録している。また、その日の健康状態や授乳、排泄、睡眠、検温などの状況は一覧として記録し職員間で確認、共有して保健的対応がなされている。保育経過は「個別経過記録」に2か月毎に記入されているが、養護と教育の一体的な取組において、年間指導計画や月案に養護に関するねらいや内容を、乳児(0歳児)の発達過程に応じて明示して、個別計画へ反映させる取組の工夫が求められる。</p>		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>評価者コメント7 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 子どもが自分でしようとする姿を見守り、一人ひとりの発達の状況に合わせて、適切な援助が行われている。個々に合った探索活動が十分にできるように安全に配慮して環境を整え、子どもの興味や関心に応じて様々な遊びを提供し、保育者や友だちとの関わりの中で遊びが楽しめるよう配慮している。日々の保護者との連携は、送迎時のコミュニケーションや連絡帳を通して図られ、子どもの情報は職員間で共有し保育に生かされている。「個別経過記録」に保育の経過が記録(1歳児は2か月毎、2歳児は3か月毎)されているが、養護と教育の一体的保育の取組において、年間指導計画、月案に養護に関するねらいや内容を明示し、個別計画に反映させ、計画に基づいた保育実践へのさらなる取組が期待される。</p>		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>評価者コメント8 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 戸外遊びや体操教室・リミックなど、身体の機能の発達を促し体を動かすことを楽しむ活動、自然との関わりを通して感性を育む活動、保育者や友だちとの関わりを深め協同的な遊びを楽しむ活動など、子どもの発達に応じた様々な活動が取り入れられ、場面に応じて保育者との関わり、援助、環境構成が適切になされている。保育の実施にあたっては、保育課程に基づき、指導計画が立てられ「週案日誌」には週のねらいやその日の中心活動、援助・配慮等が記載されている。しかし、養護と教育の一体的保育の取組において、月案に養護の視点からのねらいや内容が明示されていない点や、子どもが環境と関わって経験する事項の具体的な「内容」が示されていない点など、今後の検討、工夫が求められる。</p>		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>評価者コメント9 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 現在、障がいがあると診断された子どもは在籍していないが、発達に気になる点がみられ、個別の配慮が必要と思われる子どもへの保育が行われている。保育にあたっては、保護者との連携を密にし、保護者が保健センターなどで発達相談を受けた際には指導内容を伝えてもらい、保育園での支援方法の検討や援助に生かされている。また、関係機関と連携を図るための体制がとられ、障がいのある子どもの保育に関して必要な知識や情報を得るための研修が実施されている。今後は、よりきめ細やかな支援に向けた個別計画を作成し、クラスの指導計画と関連づけ、子どもが共に成長できる保育実践への取組が期待される。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>評価者コメント10 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 子どもが長時間を過ごす場として、安心して心地よく過ごすことができるよう安全に配慮した環境が整えられている。夕方以降の時間帯においては、少人数で子どもが好きな遊びを自由に楽しんだり、保育者が十分な関わりを持つ中で、ゆっくりと落ち着いて過ごすことができるよう配慮している。園児の受渡しに際しては、保護者とのコミュニケーションを大切に、子どもの一日の様子や連絡事項を伝え連携を図っている。引継ぎ事項は当番の職員が引継ぎノートに記録し、正確な情報の伝達に努めている。なお、長時間にわたる保育については、その連続性に配慮し、保育の内容・方法などを指導計画に位置づけることが求められることから、検討が望まれる。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
<p>評価者コメント11 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。 友だちと協力して遊びを進めやりとげる充実感を味わったり、文字や数、自然事象などへの関心を深め物事を創造的に考える力を育むなど、小学校就学に向けて友だちと一緒に生活したり、学んだりするために必要な基礎的な力を培う取組が行われている。小学校訪問や、指導連絡会・保幼保護者学習会等への参加を通して、小学校との連携が図られている。また、「保育所児童要録」が作成され、送付されている。しかし、年間指導計画に示された小学校就学に向けての保育の内容が、月案や週案の保育内容に示されていないなど、年間指導計画との関連づけや一貫性に不十分と思われる点がみられることから、今後の検討が望まれる。</p>		

A-1-(3) 健康管理		第三者評価結果
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p>評価者コメント12</p> <p>子どもの健康管理を適切に行っている。</p> <p>子どもの健康管理は、マニュアルを整備すると共に保健計画に基づいて実施され、入園時や年度初めに「家庭環境調査書」により、子どもの成育歴、既往症、予防接種状況など健康に関する調査をし、健康診断・体重測定結果とともに一括して管理している。登園時の視診、保護者とのやりとり、連絡帳などを通して子どもの日々の健康状態を把握し、昼礼(申合せ)で報告、職員間で共通理解を図り適切な対応がなされている。体調の悪化・けがなどについては、保護者にすみやかに伝え、事後の確認をしている。対応の内容は看護師が看護記録に細かく記録している。保健に関する園の方針や取組は、重要事項説明書や保健だより等によって保護者へ情報提供がなされ、入園説明会においてSIDS(乳幼児突然死症候群)の資料配布、説明がされている。</p>		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	b
<p>評価者コメント13</p> <p>健康診断・歯科検診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。</p> <p>健康診断は、保健計画に基づき年2回、歯科検診、歯磨き指導は年1回実施されている。健康診断・歯科検診の結果は、連絡帳の裏表紙の一覧表に記入し、保護者に伝えている。欠席等で検診が未実施となった子どもについては、保護者に囑託医等での受診を依頼し、その結果を報告してもらい把握している。健康診断・歯科検診結果の職員への周知については、看護師から担当保育士に伝えているが、関係職員全員への周知を図るための方法など、さらに工夫が必要と思われる。健康診断・歯科検診の結果を保育に反映していく取組については、保育計画と保健計画を関連づけ、保育に生かしていく取組が望まれる。</p>		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a
<p>評価者コメント14</p> <p>アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。</p> <p>家庭環境調査書、入園時の聞き取り、食物アレルギーに関する調査票等によって、アレルギー疾患・慢性疾患の有無を確認している。食物アレルギーに関しては、医師の診断書の提出を求め、「食物アレルギー対応マニュアル」に基づいて適切な対応がなされている。除去食の提供には食札を利用し、保育士・栄養士・調理員など職員間で連携を図り、誤食の防止に努めている。また、「アレルギー児食事確認チェック表」において除去食提供の状況を確認し、除去食はできるだけ他の子どもと見た目では差異が生じないように調理方法等が工夫されている。</p>		
A-1-(4) 食事		第三者評価結果
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
<p>評価者コメント15</p> <p>食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p> <p>食事環境は、子どもが友だちや保育者と一緒に楽しく食事がとれるよう、明るく衛生的であたたかな雰囲気に整えられている。子どもの発達に応じて椅子やテーブル・食器などに配慮がなされ、子どもたちは様々な食材やメニューに触れ食事を楽しんでいる。保育者は、子どもの発達に合わせて場面に応じた食事の援助を適切に行っている。保護者に対しては、献立表や給食だより等を配布し、給食サンプルを玄関前に提示するなどして、給食内容や食の大切さを伝える取組が行われている。また、これらの取組は保育計画・食育計画に位置づけられ、実施結果は、職員会議や給食委員会などで話し合い評価・改善につなげている。</p>		
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p>評価者コメント16</p> <p>子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p> <p>保護者への食事状況調査アンケートの実施を通して、子どもの嗜好や食事について把握し、給食の提供に生かしている。栄養士は、給食時に各クラスをまわり、子どもの嗜好や喫食状況を確認している。残食の状況は、給食日誌に記載。検査簿から得られた結果は、給食担当で確認、共有し、メニューや調理方法の工夫、改善に生かされている。食材は地産地消を基本とし、旬のものを使用し地域の食文化を取り入れ、季節にあったメニューや行事食を提供している。衛生管理については、食中毒防止マニュアル等を整備し対応している。</p>		

## A-2 子育て支援

<b>A-2-(1) 家庭との緊密な連携</b>		第三者評価結果
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行なっている。	a
<p>評価者コメント17</p> <p>子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p> <p>保護者との日常の情報交換は、登降園時の保護者とのコミュニケーションや連絡帳を通して行われ、日々の子どもの様子や保育の意図などを伝えている。保護者との情報交換の内容は、必要に応じて引継ぎノートやクラスノートに記載し、昼礼(申送り)で報告している。保育の意図や保育内容について保護者の理解を得る機会としては、保育参観や保育参加(保護者の都合に合わせて実施)などを実施し、家庭との共通理解を図っている。また、保護者が子どもと共に参加して楽しむ行事が実施されており、子どもの育ちを共に確認し喜び合う場として、家庭との連携が図られている。</p>		
<b>A-2-(2) 保護者等の支援</b>		第三者評価結果
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行なっている。	a
<p>評価者コメント18</p> <p>保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p> <p>日々の保護者とのコミュニケーション、連絡帳のやりとりなどを通して、子どもの一日の様子や連絡事項などを丁寧に伝えることによって、保護者との信頼関係が築かれている。保護者とのコミュニケーションを大切にすることで保護者が相談しやすい雰囲気醸成し、要望があればいつでも個別の相談に応じられる体制がとられている。全園児を対象に、年1回の個別面談が実施されており、保護者の子育ての不安や悩み、要望などを聞き取り相談に応じている。面談の内容は個別に記録し職員間で共有され、組織として保護者を支援する体制が整備されている。</p>		
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p>評価者コメント19</p> <p>家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。</p> <p>虐待等権利侵害の早期発見、対応のためのマニュアル、チェックリストを作成している。これまで虐待の早期発見のケースは2件あり、いずれも対応が完了している。なお、児童相談所等の関係機関との連携については、重要事項説明書へ明記し、保護者へ周知するとともに、虐待対応マニュアルにも連絡先が記載されている。今後は、虐待マニュアルによる職員の対応が標準化されるよう、より具体的な対応内容・手順を示す等の見直しが求められる。また、虐待対応マニュアルに基づく職員研修は実施されているが、今後も継続的に実施し定着を図ることで、虐待等権利侵害予防や早期発見、早期対応について組織的な取組がすすめられることに期待したい。</p>		

## A-3 保育の質の向上

<b>A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)</b>		第三者評価結果
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p>評価者コメント20</p> <p>保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。</p> <p>自己評価にあたっては、個々の保育者・クラス担当保育士間で月の指導計画や週案日誌において定期的に保育の振り返りを行い、反省・自己評価の欄に記載している。しかし、年間指導計画と月の指導計画との関連性や、週案日誌における子どもの姿の捉えと保育者の関わり・援助といった観点からの課題の明確化という点において、取組に不十分と思われるところが見られる。今後は、保育者の自己評価を保育園全体の保育実践の自己評価へつなげ、保育の質の向上にむけた組織的、継続的な取組が期待される。</p>		